

教員養成セミナー2019年5月号  
動画講義

13カ月完成  
教職・一般教養  
トレーニングブック

◆第9回◆教育法規③

教職員に関する法規

講師：植竹 丘（共栄大学）

# テーマ1

## 地方公務員の服務

# テーマ1

## 教育基本法第9条（教員）

法律に定める学校の教員は、自己の**崇高な使命**を深く自覚し、絶えず**研究と修養**に励み、その**職責の遂行**に努めなければならない。

2 前項の教員については、その**使命と職責**の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、**養成と研修**の充実が図られなければならない。

# テーマ1

## 地方公務員の服務

**職務上の義務**：勤務時間・勤務場所で課される義務

**身分上の義務**：勤務時間・勤務場所にかかわらず、公務員としての身分を有する限り課される義務

# テーマ1

## 地方公務員法第31条

職員は、**条例**の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

## 地方公務員法第32条

職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、**且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。**

# 法体系と「留保」

憲法

国会 + 国民投票  
票で決める

国会で決める

法律

各大臣や各省  
庁が決める

命令

# テーマ1

## 地方公務員法第35条

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び**職務上の注意力**のすべてをその**職責遂行**のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

# テーマ1

## 地方公務員法第33条

職員は、**その職の信用**を傷つけ、又は職員の**職全体の不名誉**となるような行為をしてはならない。

## 地方公務員法第34条第1・2項

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。**その職を退いた後も、また、同様とする。**

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、**任命権者**（略）の許可を受けなければならない。



# テーマ1

## 地方公務員法第36条第2項

2 **職員は**、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、**次に掲げる政治的行為をしてはならない**。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（略）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように**勧誘運動**をすること。

二 署名運動を**企画**し、又は**主宰**する等これに**積極的に関与**すること。

三 寄附金その他の金品の**募集**に**関与**すること。

四 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）**、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。**

五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

# テーマ1

## 地方公務員法第38条

職員は、**任命権者**の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下（略）「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（略）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は**報酬を得て**いかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

教員養成セミナー2019年5月号  
動画講義

13カ月完成  
教職・一般教養  
トレーニングブック

◆第9回◆教育法規③

教職員に関する法規

講師：植竹 丘（共栄大学）

## テーマ2

# 教育公務員の服務

# 地方公務員法と教育公務員特例法

- ▶ 「特別法は一般法に優先する」
- ▶ (一般の) 地方公務員
  - 地方公務員法のみが適用される
- ▶ 地方公務員のうちの教育公務員
  - 地方公務員法と教育公務員特例法の両方が適用される
  - 特例がないものは地方公務員法がそのまま適用される

## テーマ2

### 地方公務員法第22条第1項

臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、すべて条件附のものとし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会は、条件附採用の期間を一年に至るまで延長することができる。

### 教育公務員特例法第12条

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（略）の教諭、助教諭及び講師（略）に係る地方公務員法第二十二條第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

## テーマ2

### 地方公務員法第38条

職員は、**任命権者**の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下（略）「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（略）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は**報酬を得て**いかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

### 教育公務員特例法第17条

教育公務員は、**教育に関する他の職を兼ね**、又は**教育に関する他の事業若しくは事務に従事**することが本務の遂行に支障がないと**任命権者**（略）において認める場合には、**給与を受け、又は受けなくて**、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

## テーマ2

### 地方公務員法第36条第2項但書

職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（略）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

### 教育公務員特例法第18条第1項

公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、**国家公務員の例による。**



## テーマ2

### 地方公務員法第35条

職員は、**法律又は条例に特別の定がある場合を除く外**、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

### 教育公務員特例法第22条第2項

教員は、**授業に支障のない限り**、**本属長の承認を受けて**、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

## テーマ2

地方公務員の服務	教育公務員に対する特例	備考
服務の宣誓	なし	
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	なし	
職務に専念する義務	あり（教特法22等）	
信用失墜行為の禁止	なし	
秘密を守る義務	なし	
政治的行為の制限	あり（教特法18①）	
争議行為等の禁止	なし	
営利企業等への従事等の制限	あり（教特法17）	適用は兼職の内容による

教員養成セミナー2019年5月号  
動画講義

13カ月完成  
教職・一般教養  
トレーニングブック

◆第9回◆教育法規③

教職員に関する法規

講師：植竹 丘（共栄大学）

## テーマ3

# 教育公務員・教員の研修

# 教育公務員の研修（教育公務員特例法）

	研修の種類	根拠条文
不定期の研修	「短期の研修」	第22条第2項
	「長期にわたる研修」	第22条第3項
法定研修 → <b>任命権者</b> に 実施義務	初任者研修	第23条
	中堅教諭等資質向上研修	第24条
	指導改善研修	第25条

## テーマ3

### 教育公務員特例法第22条

教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、**授業に支障のない限り**、**本属長**の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、**任命権者**の定めるところにより、**現職のまま**で、長期にわたる研修を受けることができる。

## テーマ3

### 教育公務員特例法第23条第1・2項（初任者研修）

公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（略）に対して、**その採用（略）の日から一年間**の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する**実践的な研修**（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の**副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）**、**指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師**のうちから、**指導教員**を命じるものとする。

## テーマ3

### 教育公務員特例法第24条（中堅教諭等資質向上研修）

公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（略）に対して、**個々の能力，適性等に応じて**，公立の小学校等における教育に関し**相当の経験**を有し，その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、中堅教諭等資質向上研修を実施するに当たり、中堅教諭等資質向上研修を受ける者の**能力，適性等について評価を行い**，その結果に基づき、**当該者ごとに**中堅教諭等資質向上研修に関する**計画書**を作成しなければならない。



## テーマ3

### 旧教育公務員特例法第24条第1・2項（十年経験者研修）

公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その在職期間（略）が十年（略）に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「十年経験者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、十年経験者研修を実施するに当たり、十年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに十年経験者研修に関する計画書を作成しなければならない。

## テーマ3

### 教育公務員特例法第25条第1～3項（指導改善研修）

公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する**指導が不適切であると認定した教諭等**に対して、その**能力、適性等**に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

2 指導改善研修の期間は、**一年**を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、任命権者は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

3 任命権者は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者の**能力、適性等**に応じて、**その者ごとに指導改善研修に関する計画書**を作成しなければならない。

教員養成セミナー2019年5月号  
動画講義

13カ月完成  
教職・一般教養  
トレーニングブック

◆第9回◆教育法規③

教職員に関する法規

講師：植竹 丘（共栄大学）